

トラップー家物語

前橋高崎市民ミュージカル

3月8日、「トラップー家物語」の公演が市民文化会館で開催されました。オーディションで選ばれたミュージカルが大好きな104名の市民が熱演。会場は割れんばかりの大きな拍手に包まれました。



都市計画道路の変更原案 閲覧と公聴会を開催

都市計画道路ローズタウン中通線などの変更の原案がまとまりましたので、公聴会を開催します。

今回は、ローズタウン中通線の整備計画を見直した結果、幅員と線形を変更。これによって、同線に接続する昭和大橋大胡線と茂木・堀越線との交差点位置を変更し、交通の安全を目指すものです。

■原案の閲覧

3月24日(火)から4月7日(火)までの執務時間内に県原案は県庁都市計画課、前橋土木事務所、市役所都市計画課で、市原案は市役所都市計画課で閲覧できます。

■公聴会

これらの原案に意見のある人は、公述人として公聴会で意見を述べることができます。

日時＝4月14日(火)午後7時

会場＝富田町集落センター(富田町)

●公述申出書の提出

住所・氏名・年齢・職業・意見の要旨(400字以内)を書いた「公述申出書」を、4月7日(火)(必着)までに、県原案については県庁都市計画課へ、市原案については市役所都市計画課へ提出してください。

なお、期間中に「公述申出書」の提出がない場合は、公聴会の開催を中止し、本市ホームページでお知らせします。

●公聴会の傍聴

当日会場へ直接。入場は先着順です。

問い合わせは
県都市計画課 ☎226-3654
市都市計画課 ☎898-6948

都市計画道路の原案		
原案	名称	変更区間
県	昭和大橋大胡線 3.3.78号	富田町 延長約140m 幅員15m
	茂木・堀越線 3.4.4号	茂木町 延長約60m 幅員14m
市	ローズタウン中通線 3.5.109号	富田町 延長約730m 幅員13m



農地の他目的使用

まず除外の申し出を

農用区域内の農地を、住宅や店舗、露天駐車場などに使用するには、初めに農用地区域からの「除外」をしなくてはなりません。次に農地法に基づく転用許可や都市計画法に基づく開発許可などが必要です。農用地区域からの除外を希望する農地の所有者は申し出を。除外後に計画が無くなった場合は、農用地区域への編入を申し出てください。除外の要件などについては問い合わせるか本市ホームページをご覧ください。なお、郵送では受け付けできません。

対象区域＝上川淵・下川淵・芳賀・桂萱・総社・南橋・清里・永明の各出張所管内と城南支所管内の市街化調整区域(農業振興地域内の農地で、農用地区域外として農用地区域から除かれた農地は不要)。大胡・宮城・粕川支所管内で農用地区域と定められた区域

用意する物＝土地登記事項証明書または登記簿謄本(分家住宅の場合は昭和46年当時の所有者が分かる物)、公図、土地利用計画書、確約書、案内図、土地改良事業等受益地確認書(土地改良事業8年未経過地区内と思われる場合は、土地改良事業の非受益地であることの確認書の提出が必要な場合も)、都市計画法第34条第11号による自己用住宅の場合には確認書、印鑑など

申し込み＝4月1日(水)～20日(月)の執務時間内に市役所農林課へ。なお、大胡・宮城・粕川支所へも提出することはできますが、後日、農林課から確認などの連絡をする場合があります。

問い合わせは 農林課 ☎898-6702